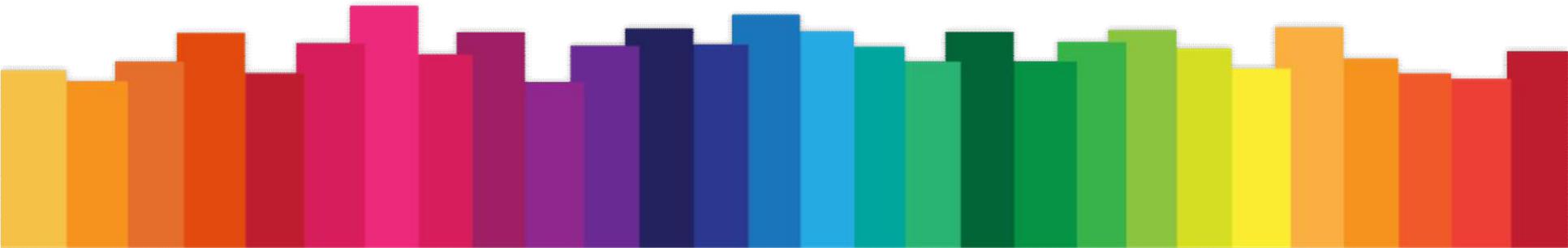




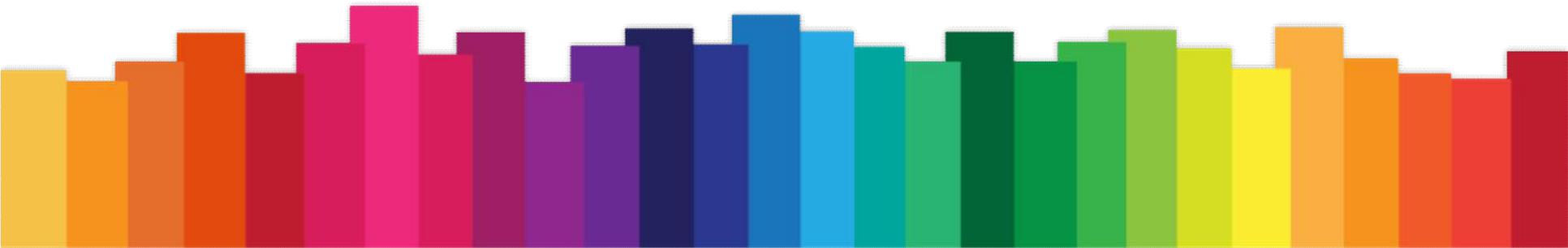
介護情報基盤システムについて

宇城市福祉部高齢介護課





介護情報基盤とは



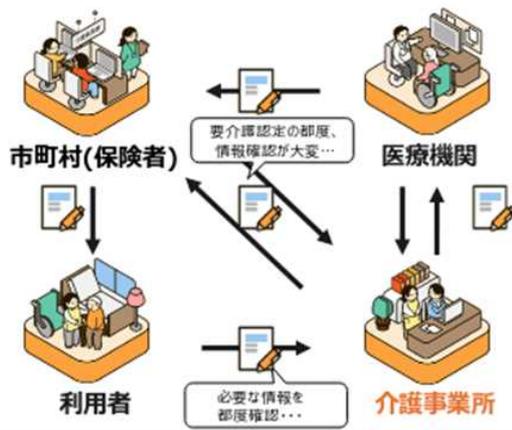
1. 介護情報基盤とは

情報とサービスを連携し、ひとつに

これまで分散していた情報をひとつに集約し、サービス間を連携します。
介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにする仕組みです。

これまで

- 紙でのやりとりが多く負担が多い
- 本来の業務のための時間がとられてしまう



これから

- より少ない負担で、早く正確に業務が行える
- さらに良いサービスを提供できるように



1. 介護情報基盤とは

介護情報基盤の3つのメリット

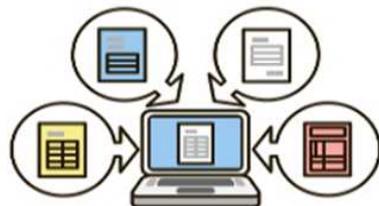
介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

事務作業の効率化



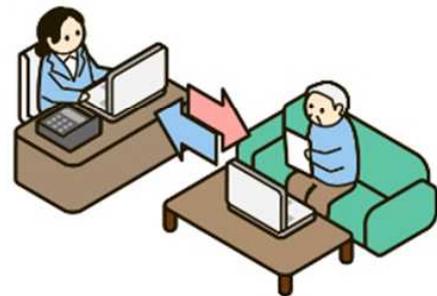
紙での手間や負担のかかる作業が減り、**より素早く容易に**仕事を行えます。

情報をひとつに集約



介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの**情報を集約し、サービス間で共有**できます。

手続きをリアルタイムで

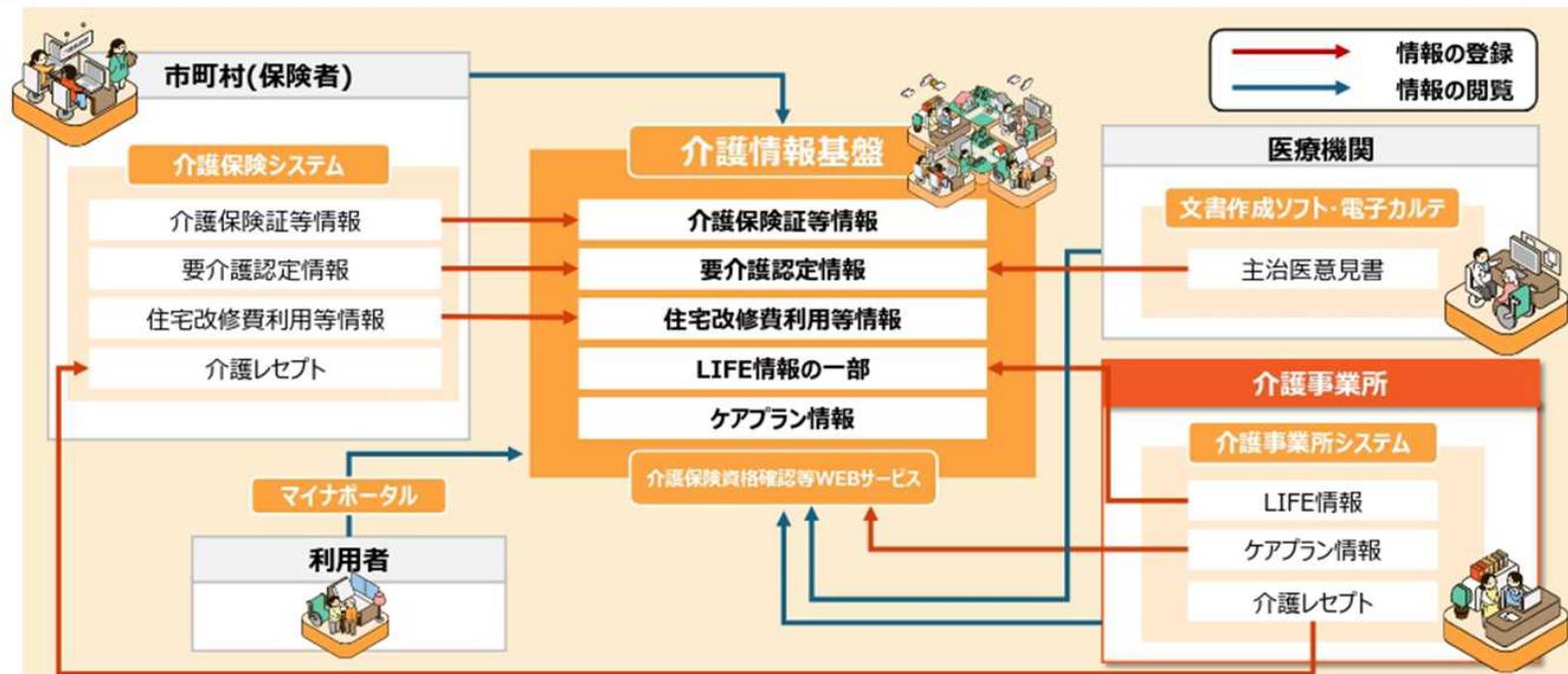


申請・提出・受理などの作業を、**郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結**できます。

1. 介護情報基盤とは

全体の概念図

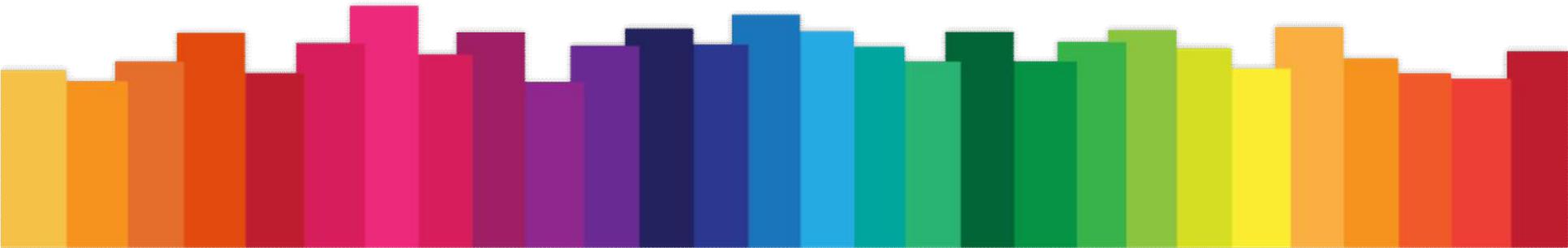
介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、閲覧・登録・管理できるようになります。



引用元: 介護情報基盤ポータル (<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>)



介護情報基盤で変わること



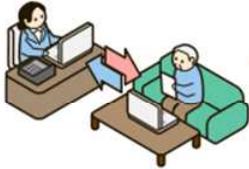
3. 具体的な業務の変化

具体的な業務の変化（全体）

介護事業所のみなさまの業務の具体的な変化について、
以下のカテゴリ別に、これまで・これからを比較しながらご説明します。

1

資格情報等の確認業務



- ・ 給付に必要な証書の収集
- ・ 証書の更新確認

2

要介護認定事務



- ・ 要介護認定の申請受付
- ・ 認定進捗の確認
- ・ 認定結果の受領・確認
- ・ 認定関連書類の取得

3

住宅改修費・福祉用具購入費の 利用状況確認



- ・ 利用状況問い合わせ

4

居宅サービス計画依頼届出の代行申請等



- ・ 本人確認・届出提出

3. 具体的な業務の変化

① 資格情報等の確認業務

補足：負担割合証等の紙の証書は、今までどおり発行される予定。

これまで

給付に必要な証書の収集

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報を利用者や家族に探してもらう

証書の更新確認

- 限度額認定証等、年に1度更新があるものについては、更新の度に利用者の自宅に届く証の内容を確認する必要がある



これから

給付に必要な証書の収集

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報は**介護保険資格確認等WEBサービスで即座に確認が可能となる**
(介護保険資格確認等WEBサービスは以下「介護WEBサービス」という)

証書の更新確認

- 更新された内容も**介護WEBサービスで容易に確認が可能となる**



3. 具体的な業務の変化

② 要介護認定事務

補足: システムが整い次第、原則、窓口等による資料提供は行わない予定。

これまで

要介護認定の申請受付

- 要介護認定の（代行）申請を行う
- 認定調査を行う（更新の場合）

認定進捗の確認

- 認定結果を待ち、遅い場合は電話や窓口等で自治体に進捗確認の問い合わせを行う
負担がある

認定結果の受領・確認

- 利用者の自宅に訪問し、書面で送られてくる要介護度を確認する

認定関連書類の取得

- ケアプラン作成に必要な認定関連書類（認定調査、主治医意見書等）を窓口・郵送で受け取り、書類を参考にケアプランの作成を行う



これから

要介護認定の申請受付

- 要介護認定の（代行）申請を行う
- 認定調査を行う（更新の場合）

認定進捗の確認

- 認定審査期間中の進捗確認は介護WEBサービス経由で**職員でも確認できる**
(利用者ご本人もマイナポータル経由で確認可能)

認定結果の受領・確認

- 要介護度が決定したら、介護WEBサービス経由で**更新された情報を、すぐ確認**できる

認定関連書類の取得

- ケアプラン作成に必要な認定関連書類（認定調査、主治医意見書等）は、介護WEBサービス経由で**ケアマネジャー等が確認**できる
(窓口・郵送での受取が不要となる)



3. 具体的な業務の変化

③住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況

これまで

利用状況問い合わせ

- 電話等で利用状況を確認する必要がある



これから

利用状況問い合わせ

- 介護WEBサービス経由で、
事業所自ら確認することが可能となり負担が減る



16

3. 具体的な業務の変化

④ 居宅サービス計画依頼届出の代行申請等

これまで

本人確認・届出提出

- 本人確認の上、居宅サービス計画作成届出を書面で自治体窓口にて代行提出



これから

本人確認・届出提出

- 介護WEBサービスにより手軽に
本人確認の上、代行提出が可能となる



介護WEBサービスの閲覧方法

① 介護被保険者証の情報入力によるもの

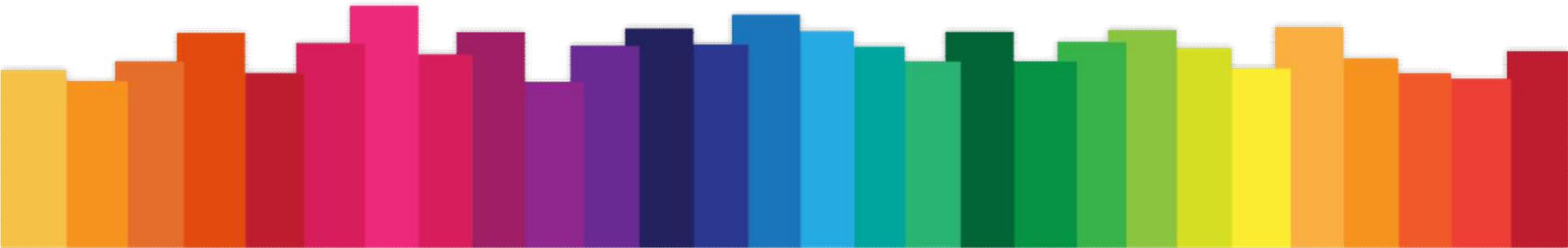
② マイナンバーカードの読み取りによるもの

※事前に医療保険のマイナンバーカード保険証の利用登録をしていることが必要。

※スマートフォン等によるマイナンバーカードの読み取りや介護WEBサービスの閲覧を可能とする予定。



マイナンバーカードの取扱い





◎ 施設入所者のマイナンバーカードの管理等については、ご本人の状況やご希望等に応じて管理。

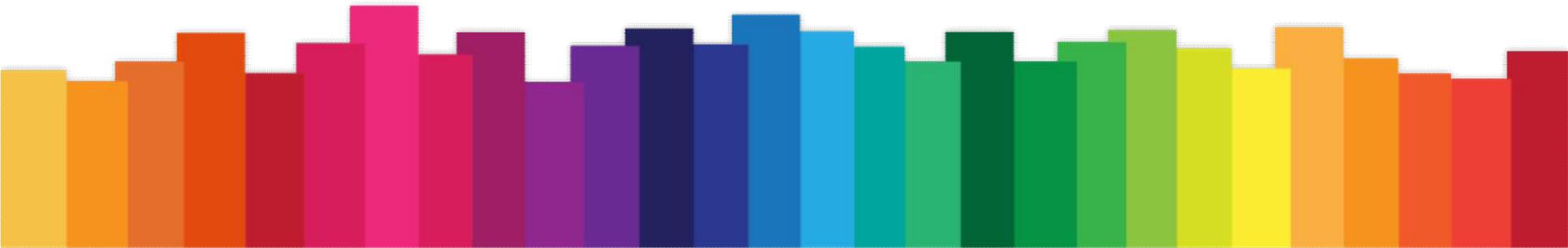
- 施設入所者ご本人が管理する場合、紛失に注意いただいた上でカードを管理。（本人の同意を得て、家族が管理することも可能）
- 本人管理が基本だが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することもできる。

(参考)施設側での管理方法について

- ・紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管する
- ・管理の記録をつける
- ・職員のうち管理を行う者の範囲を定める など



活用に向けての準備



4. 準備ステップ

活用可能になるまでの流れ（事業所内の準備）

介護情報基盤の活用が可能になるまでの流れは以下の通りです。
STEP 2については、必要に応じて導入支援事業者の活用が可能です。
詳しくは、[導入準備作業手引き](#)をご確認ください。



4. 準備ステップ

活用可能になるまでの流れ

介護情報基盤の活用が可能になるまでの流れは以下の通りです。
各市町村（保険者）の対応状況は、[こちら](#)よりご確認ください。

3

各市町村（保険者）の 対応状況を確認

[各市町村（保険者）](#)で
介護情報基盤への接続が始まっているか
どうかの確認を行う



4

最終確認

介護WEBサービスの
設定（事業所認証等）・接続確認・
ユーザー設定等の最終確認を行う



5

活用開始

介護WEBサービスを通じて
介護情報基盤の利用を開始できる



ケアプランデータや
LIFE情報の一部を関係者と
共有できる。
(順次対応)

市町村(保険者)の対応状況

2026年02月06日

本ページでは、2026年2月4日時点の、全国の市町村（保険者）における介護情報基盤の利用開始時期（予定）を掲載しています。

所在する市町村（保険者）の最新情報をご確認いただき、介護情報基盤への対応準備にお役立てください。

<最終更新内容>

2026年2月6日に全国の市町村（保険者）を記載いたしました。

1294市町村（保険者）の利用開始日が公表されています。

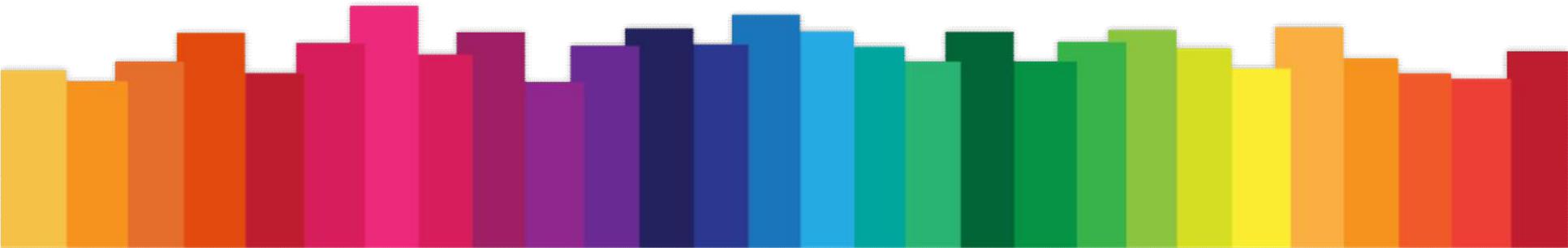
[▶市町村（保険者）の対応状況を確認する](#)

熊本県

都道府県	市町村	利用開始日	備考	情報更新日
熊本県	宇城市	2027/5/27		2025/12/10



助成金及び補助金等について



助成金等

介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

別添 1

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書 の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

補助金

- 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施（実施主体：都道府県）
⇒補助金実施要綱にある要件のひとつに、「ケアプランデータ連携システムに加入していること」あり。